

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に
関する基準の一部を改正する件等に係る
文言の修正について

計5枚（本送信票除く）

vol. 108

平成18年5月31日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

事 務 連 絡

平成18年5月31日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等に係る文言の修正について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

3月14日付け官報等において公布されました告示について別添のとおり修正の一覧を作成しましたので、送付いたします。

〈照会先〉

厚生労働省老健局振興課法令係

TEL 03-5253-1111(内線 3937)

老人保健課企画法令係 TEL 03-5253-1111(内線 3949)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等に係る文言の修正について

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成18年3月14日厚生労働省告示第123号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める件（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

居宅療養管理指導費（Ⅱ）及び介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定する対象者について、「在宅時医学総合診療料」を算定する者ではなく「在宅時医学総合管理料」を算定する者に修正する。

ページ	修正前	修正後
平成18年3月14日付け 官報（号外第54号）179 ページ上段16行目	} 医学総合診療料	} 医学総合管理料
平成18年3月14日付け 官報（号外第54号）213 ページ下段終わりから4 行目		

※官報掲載事項の修正については、随時官報に掲載予定

※この他軽微な文言の修正あり

2 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を定める件（平成18年3月28日厚生労働省告示第165号）

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費を算定できるサービスに共用型指定認知症対応型通所介護事業所が含まれていることを明確化するもの。

ページ	修正前	修正後
平成18年3月28日付け 官報（号外第67号）96 ページ上段7行目	）	）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）
平成18年3月28日付け 官報（号外第67号）97 ページ上段終わりから2 行目	）	）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）

※官報掲載事項の修正については、随時官報に掲載予定

※この他軽微な文言の修正あり

3 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第170号）

訪問介護事業所における特定事業所加算及び居宅介護支援事業所における特定事業所加算の基準中、全体に対する中重度者の合計の割合であることを明確化するもの。

ページ	修正前	修正後
平成18年3月29日付け 官報（号外第70号）145 ページ1段6行目	又は	及び
平成18年3月29日付け 官報（号外第70号）146 ページ2段終わりから16 行目		

※官報掲載事項の修正については、随時官報に掲載予定

※この他軽微な文言の修正あり

4 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成18年3月29日厚生労働省告示第171号）

指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準及び指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準が追加されていなかったため修正するもの。

ページ	修正前	修正後
平成18年3月29日付け 官報（号外第70号）146 ページ4段19行～28行 目	五十四から五十六	五十四 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準 第十三号の規定を準用する。 五十五から五十七

<p>平成 18 年 3 月 29 日付け 官報（号外第 70 号）150 ページ 4 段 11 行目</p>	<p>第六号を第八号とし、 第五号中</p>	<p>第六号を第八号とし、 同号の次に次の一号を加 える。 九 指定短期入所療養介 護におけるユニットケ アに関する減算に係る 施設基準 第六号の規定を準用す る。 第五号中</p>
---	----------------------------	---

※官報掲載事項の修正については、随時官報に掲載予定

※この他軽微な文言の修正あり